

## 勸 告

本委員会は、別紙第 1 で述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

### 1 令和 6 年 4 月の民間給与との比較に基づく給与改定等のための関係条例の改正

#### (1) 給料表

##### ア 行政職給料表

行政職給料表については、民間における水準、人事院勧告の内容等を考慮し、若年層に重点を置きつつ全ての職員を対象にした改定を行うこと。

##### イ 行政職給料表以外の給料表

消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定すること。

医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

教育職給料表（高校・特別支援）及び教育職給料表（小・中・幼稚園）については、人事院勧告の内容を踏まえて改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 初任給調整手当

初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

##### イ 寒冷地手当

寒冷地手当については、人事院勧告の内容を踏まえて改定すること。

##### ウ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、以下のとおり改定すること。

#### (ア) 令和 6 年 12 月期の支給割合

##### a 特定職員及び特定任期付職員以外の職員

期末手当の支給割合を 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7125 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5125 月分）とすること。

##### b 特定職員

期末手当の支給割合を 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6125 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6125 月分）とすること。

c 特定任期付職員

期末手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

(i) 令和 7 年 6 月期以降の支給割合

a 特定職員及び特定任期付職員以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.7 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.5 月分）とすること。

b 特定職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6 月分）とすること。

(3) 改定の実施時期

この改定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の(2)のウの(ア)については令和 6 年 12 月 1 日から実施し、1 の(2)のウの(イ)については令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。

## 2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係条例の改正

(1) 諸手当

ア 地域手当

勤務地が札幌市内である職員に支給する地域手当の支給割合については、100 分の 4 とすること。

イ 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の月額を 1 人につき 13,500 円とすること。

ウ 通勤手当

交通機関等を利用する者に対する通勤手当の額については、1 箇月当

たりの当該通勤手当の額の限度を 150,000 円とすること。

また、交通機関等と交通用具を併用する者に対する通勤手当の額についても、1 箇月当たりの当該通勤手当の額の限度を 150,000 円とすること。

#### エ 管理職員特別勤務手当

管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合については、管理職員特別勤務手当を支給すること。

また、特定任期付職員についても同様に管理職員特別勤務手当を支給すること。

#### オ 特定任期付職員の特別給

##### (ア) 特定任期付職員業績手当

特定任期付職員業績手当を廃止すること。

##### (イ) 期末手当

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.95 月分とすること。

##### (ウ) 勤勉手当

勤勉手当を支給すること。

また、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の総額は、それぞれ、各任命権者に所属する職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 87.5 を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

#### カ 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、住居手当及び寒冷地手当を支給すること。

#### (2) 改定の実施時期

この改定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、2 の(1)のアについては国の措置に準じた措置を、2 の(1)のイについては、本市職員の実態を踏まえた所要の経過措置を講ずること。

